

【情報提供】HPAI 情報 3 件（①年末年始に向けて②国内 20・21 例目③野鳥国内 9～12 例目）について

公益社団法人 日本獣医師会
令和 2 年 12 月 10 日(木)

地方獣医師会事務局 御中

平素は大変お世話になっております。

農林水産省 消費・安全局 動物衛生課より、高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）の情報提供がありましたのでお知らせいたします。

※なお、1.については後日、別途正式な文書にて通知いたします。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

1. 高病原性鳥インフルエンザの発生に係る予防対策の強化・徹底及び年末・年始に向けた事前準備について（2 消安第 3942 号）〈添付 2 点〉

このたびの通知は、高病原性鳥インフルエンザについて、本年 11 月 5 日に今シーズン初めて国内における発生確認以降広がり続ける状況を踏まえて、HPAI 発生地域以外も含め警戒強化を図るため、下記の防疫対策の徹底を周知するものです。

- (1) 地域や関係団体とも連携の上、①早期発見・早期通報の再徹底、②家きん飼養農場の防鳥ネットの確認及び人・車両の出入りの際の飼養衛生管理の強化、③農場周辺の消石灰散布などの消毒の徹底等による農場へのウイルス侵入防止の徹底について、地域の協議会の活用、直接訪問、飼養衛生管理者メーリングリストの活用等の方法により、指導又は助言の実施を徹底すること。
- (2) 都道府県内の関係部局や業者の参加も得て、防疫対策会議等を開催し、情報共有を図るとともに防疫マニュアルや発生時に備えた緊急防疫作業内容の手順や分担及び休日も含めた連絡・連携体制について、改めて確認すること。
- (3) 近年増加している大規模農場や養鶏密集地域での発生にも備えつつ、年末・年始に防疫作業等にあっても作業人員や防疫資材等に不足が生じないように、動員リストの確認や都道府県内の資材備蓄状況の確認、不足時に緊急的に購入できる業者の確認に加え必要に応じて資材を追加確保すること。

2. 国内 20 例目、21 例目の HPAI 疑似患畜確認について（プレスリリース）〈添付 2 点〉

- (1) 大分県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内 20 例目）

別添のとおり、12月10日に大分県において国内20例目となる高病原性鳥インフルエンザ（H5亜型）の疑似患畜が確認され、農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部が持ち回り開催されました。

また、国内20例目農場と疫学的関連が確認された2農場についても、同様に疑似患畜が確認されています。

- (2) 和歌山県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内21例目）
別添のとおり、12月10日に和歌山県において国内21例目となる高病原性鳥インフルエンザ（H5亜型）の疑似患畜が確認され、農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部が持ち回り開催されました。

3. 野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス確定検査陽性等について（国内9～12例目）〈添付3点〉

岡山県と和歌山県の死亡野鳥及び宮崎県の野鳥糞便から、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8型）が検出されたことについて、別添のとおり12月9日に環境省からプレスリリースされました。（国内9～12例目）

また、山形県にて野鳥糞便から低病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N3亜型）が検出されており、環境省から各都道府県へ事務連絡が発出されております。事務連絡についてはウェブでも公開されておりますのでご参照ください。

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html#NOTICE

2 消安第3942号
令和2年12月7日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

高病原性鳥インフルエンザの発生に係る予防対策の強化・徹底及び年末
・年始に向けた事前準備について

日頃より、家畜衛生の推進に御理解・御協力いただき誠にありがとうございます。

今般、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力いただきますようお願いいたします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分に御理解の上、傘下会員各位等に対し周知いただきますよう、よろしく願いいたします。

写

2 消安第3942号
令和2年12月7日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

高病原性鳥インフルエンザの発生に係る予防対策の強化・徹底及び年末・年始に向けた事前準備について

日頃より、家畜衛生の推進に御理解・御協力いただき誠にありがとうございます。
国内においては、11月5日に今シーズン初めての発生確認以降、12月に入っても、宮崎県や香川県での発生に加え、6日に奈良県で国内16例目、また本日、広島県及び宮崎県で新たに、国内17例目、18例目となる本病の疑似患畜が確認されています。
本病の防疫対策については、「高病原性鳥インフルエンザの発生予防対策の強化及び徹底について」（令和2年11月19日付け2消安第3664号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）により、家きん飼養農場に対し、発生予防対策に関する情報提供及び指導等を実施していただいておりますが、今後も渡り鳥のシーズンは続くこと、また、野鳥が飛来しやすいため池などは全国に分布していることから、発生地域以外のどこであっても発生するリスクがあるとの現状認識のもと、さらに警戒を強める必要があると考えます。そのため、下記について遺漏なき対応をお願いします。

記

1. 地域や関係団体とも連携の上、①早期発見・早期通報の再徹底、②家きん飼養農場の防鳥ネットの確認及び人・車両の出入りの際の飼養衛生管理の強化、③農場周辺の消石灰散布などの消毒の徹底等による農場へのウイルス侵入防止の徹底について、地域の協議会の活用、直接訪問、飼養衛生管理者メーリングリストの活用等の方法により、指導又は助言の実施を徹底すること。
2. 都道府県内の関係部局や業者の参加も得て、防疫対策会議等を開催し、情報共有を図るとともに防疫マニュアルや発生時に備えた緊急防疫作業内容の手順や分担及び休日も含めた連絡・連携体制について、改めて確認すること。
3. 近年増加している大規模農場や養鶏密集地域での発生にも備えつつ、年末・年始に防疫作業等にあっても作業人員や防疫資材等に不足が生じないように、動員リストの確認や都道府県内の資材備蓄状況の確認、不足時に緊急的に購入できる業者の確認に加え必要に応じて資材を追加確保すること。

以上

大分県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内20例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

本日、大分県佐伯市の養鶏場3農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（今シーズン国内20例目及び20例目の関連農場）が確認されました。

本発生は、大分県における今シーズン初めての発生であり、これを受け、野上農林水産大臣から防疫対応に遺漏がないよう、11月5日の総理指示を踏まえ防疫指針等に基づいて対応するよう指示がありました。

農林水産省としては、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を持ち回りで開催し、今後の対応方針（大臣指示）に従い措置を実施することについて確認します。

1. 農場の概要

農場所在地：大分県 佐伯市

飼養状況：肉用鶏（約1.4万羽）

疫学関連農場（ア）（肉用鶏：約2.4万羽）

疫学関連農場（イ）（肉用鶏：約1.8万羽）

2. 経緯

（1）12月9日、大分県は死亡鶏が増加した旨の通報を受けて、当該農場に対し移動の自粛を要請するとともに農場への立入検査を実施。

（2）同日、当該鶏についてインフルエンザ簡易検査を実施し陽性。

（3）本日、当該鶏について遺伝子検査を実施した結果、H5亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。

（4）また、国内20例目農場と疫学的関連が確認された佐伯市の2農場についても、防疫指針に基づき、疑似患畜であることを確認。

3. 今後の対応方針

本日、大分県佐伯市の肉用鶏農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことを受け、大臣から下記の通り指示があったところ、農林水産省としては防疫措置等について、万全を期します。

記

12月10日の大分県佐伯市における高病原性鳥インフルエンザの発生は大分県における今シーズン初めての発生であり、防疫対応に遺漏のないよう、11月5日の総理指示を踏まえ、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置を実施することとする。

- （ア）当該農場の飼養家きんの殺処分及び埋却、
 - （イ）農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、
 - （ウ）半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。

2. 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
3. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
4. 葉梨農林水産副大臣を大分県に派遣する等により、大分県と緊密な連携を図る。
5. 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
6. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省等の専門家を現地に派遣。
7. 大分県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
8. 「疫学調査チーム」を派遣。
9. 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を指導。
10. 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4. 農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

日時：令和2年12月10日（木曜日）（持ち回り開催）

5. その他

（1）我が国の現状において、家きんの肉や卵を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えています。

https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html (外部リンク)

（2）現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、誠に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用する際の取材は防疫作業の妨げとなるため、誠に慎むようお願いいたします。

（3）今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。

【お問合せ先】

消費・安全局動物衛生課

担当者：星野、下平

代表：03-3502-8111（内線4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994

FAX：03-3502-3385

和歌山県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内21例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

本日、和歌山県紀の川市の養鶏場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（今シーズン国内21例目）が確認されました。
本発生は、和歌山県における今シーズン初めての発生であり、これを受け、野上農林水産大臣から防疫対応に遺漏がないよう、11月5日の総理指示を踏まえ防疫指針等に基づいて対応するよう指示がありました。
農林水産省としては、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を持ち回りで開催し、今後の対応方針（大臣指示）に従い措置を実施することについて確認します。

1. 農場の概要

農場所在地：和歌山県 紀の川市
飼養状況：採卵鶏(約6.7万羽)

2. 経緯

- (1) 12月9日、和歌山県は、当該農場から死亡等の異状を示す飼養鶏を確認した旨の通報を受けて、当該農場に対し移動の自粛を要請するとともに農場への立入検査を実施。
- (2) 同日、当該鶏についてインフルエンザ簡易検査を実施し陽性。
- (3) 本日、当該鶏について遺伝子検査を実施した結果、H5亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。

3. 今後の対応方針

本日、和歌山県紀の川市の採卵鶏農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことを受け、大臣から下記の通り指示があったところ、農林水産省としては防疫措置等について、万全を期します。

記

12月10日の和歌山県紀の川市における高病原性鳥インフルエンザの発生は和歌山県における今シーズン初めての発生であり、防疫対応に遺漏のないよう、11月5日の総理指示を踏まえ、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置を実施することとする。

1. (ア)当該農場の飼養家さんの殺処分及び埋却、
(イ)農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、
(ウ)半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等
必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
2. 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
3. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
4. 宮内農林水産副大臣を和歌山県に派遣する等により、和歌山県と緊密な連携を図る。
5. 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家さん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。

6. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省等の専門家を現地に派遣。
7. 和歌山県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
8. 「疫学調査チーム」を派遣。
9. 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を指導。
10. 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4. 農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

日時：令和2年12月10日（木曜日）（持ち回り開催）

5. その他

（1）我が国の現状において、家きんの肉や卵を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えています。

https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html (外部リンク)

（2）現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

（3）今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

【お問合せ先】

消費・安全局動物衛生課

担当者：星野、下平

代表：03-3502-8111（内線4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994

FAX：03-3502-3385

和歌山県の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス 確定検査陽性について（野鳥国内9例目）

<和歌山県同時発表>

令和2年12月9日（水）

和歌山県和歌山市で、12月3日（木）に回収され、簡易検査で陽性となったオシドリ1羽（別紙No.11）の死亡個体について確定検査を実施したところ、本日、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8 亜型）が検出された旨の報告がありました。

1. 経緯

- 12月3日（木）
- ・和歌山県和歌山市でオシドリ1羽の死亡個体を回収
 - ・簡易検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応
 - ・回収地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化
- 12月9日（水）
- ・鳥取大学が確定検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8 亜型）が検出

2. 今後の対応

- （1）和歌山県と調整の上、野鳥監視重点区域内における野鳥でのウイルスの感染範囲の状況把握、感染源の推定や更なる感染拡大を防止するための基礎情報を得ることを目的とした緊急調査（鳥類調査、死亡野鳥調査等）を実施する予定です。
- （2）「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html)に掲載)に準じて、野鳥の監視強化を始めとした対応を行います。
- （3）野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは、11月5日付けで最高レベルとなる「対応レベル3」に引き上げており、全国での野鳥の監視強化を継続します。

3. 留意事項

- （1）鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていたら、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。
- （2）周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、「野鳥との接し方について」に十分留意されるようお願いいたします。
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf

【取材について】

現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。

【添付資料】

(別紙) 今シーズンの野鳥における鳥インフルエンザ検査状況等

【参考情報】

環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)

環境省自然環境局野生生物課	
鳥獣保護管理室	
直通	03-5521-8285
代表	03-3581-3351
室長	川越 久史 (内線 6470)
企画官	立田 理一郎 (内線 6465)
係長	福田 真 (内線 6670)
担当	近藤 千尋 (内線 6676)

今シーズンの野鳥における鳥インフルエンザ検査状況等
(令和2年12月9日16:00現在)

番号	都道府県	市町村	試料	回収日	簡易検査	遺伝子検査	高病原性鳥インフルエンザウイルス確定検査	野鳥監視重点区域指定状況
1	北海道	紋別市	野鳥糞便	10/24	—	—	10/30 (陽性) H5N8 亜型	指定 10/30 解除 11/23 24時
2	鹿児島県	出水市	環境試料 (水)	11/9	—	—	11/13 (陽性) H5N8 亜型	指定 11/13
3	鹿児島県	出水市	野鳥糞便	11/5	—	11/10 (陽性)	11/17 (陽性) H5N8 亜型	指定 11/17
4	鹿児島県	出水市	死亡野鳥 (オナガガモ)	11/15	陰性	11/17 (陽性)	11/21 (陰性) H2N9 亜型 ※高病原性ではない	指定 11/17 解除 11/21
5	鹿児島県	出水市	死亡野鳥 (スズガモ)	11/16	陰性	11/17 (陽性)	11/21 (陰性)	指定 11/17 解除 11/21
6	鹿児島県	出水市 (2と同一地点)	環境試料 (水)	11/16	—	—	11/20 (陽性) H5N8 亜型	指定 11/13
7	新潟県	阿賀野市	環境試料 (水)	11/16	—	—	11/25 (陽性) H5N8 亜型	指定 11/25
8	北海道	倶知安町	死亡野鳥 (マガモ)	11/17	陰性	11/25 (陽性)	12/1 (陰性)	指定 11/25 解除 12/1
9	鹿児島県	出水市 (2と同一地点)	環境試料 (水)	11/23	—	—	11/27 (陽性) H5N8 亜型	指定 11/13
10	新潟県	阿賀野市 (7と同一地点)	野鳥糞便	11/16	—	11/18 (陽性)	11/30 (陽性) H5N8 亜型	指定 11/25
11	和歌山県	和歌山市	死亡野鳥 (オンドリ)	12/3	12/3 (陽性)	—	12/9 (陽性) H5N8 亜型	指定 12/3
12	鹿児島県	出水市 (2と同一地点)	環境試料 (水)	11/30	—	—	12/4 (陽性) H5N8 亜型	指定 11/13
13	岡山県	小田郡 矢掛町	死亡野鳥 (ハヤブサ)	12/4	12/4 (陽性)	—	12/9 (陽性) H5N8 亜型	指定 12/4

(別紙)

※今回の案件は太枠内となります。

※今回更新した箇所は赤字となります。

※高病原性鳥インフルエンザウイルス陰性の案件については、番号の箇所を灰色に色づけしています。

岡山県の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス 確定検査陽性について（野鳥国内 10 例目）

<岡山県同時発表>

令和 2 年 12 月 9 日（水）

岡山県おだぐんやかげちょう小田郡矢掛町で、12 月 4 日（金）に回収され、簡易検査で陽性となったハヤブサ 1 羽（別紙 No. 13）の死亡個体について確定検査を実施したところ、本日、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8 亜型）が検出された旨の報告がありました。

1. 経緯

- 12 月 4 日（金）
- ・岡山県小田郡矢掛町でハヤブサ 1 羽の死亡個体を回収
 - ・簡易検査を実施したところ、A 型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応
 - ・回収地点の周辺 10km 圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化
- 12 月 9 日（水）
- ・鳥取大学が確定検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8 亜型）が検出

2. 今後の対応

- （1）岡山県と調整の上、野鳥監視重点区域内における野鳥でのウイルスの感染範囲の状況把握、感染源の推定や更なる感染拡大を防止するための基礎情報を得ることを目的とした緊急調査（鳥類調査、死亡野鳥調査等）を実施する予定です。
- （2）「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html）に掲載）に準じて、野鳥の監視強化を始めとした対応を行います。
- （3）野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは、11 月 5 日付けで最高レベルとなる「対応レベル 3」に引き上げており、全国での野鳥の監視強化を継続します。

3. 留意事項

- （1）鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。
- （2）周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、「野鳥との接し方について」に十分留意されるようお願いいたします。
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf

【取材について】

現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。

【添付資料】

(別紙) 今シーズンの野鳥における鳥インフルエンザ検査状況等

【参考情報】

環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)

環境省自然環境局野生生物課	
鳥獣保護管理室	
直通	03-5521-8285
代表	03-3581-3351
室長	川越 久史 (内線 6470)
企画官	立田 理一郎 (内線 6465)
係長	福田 真 (内線 6670)
担当	近藤 千尋 (内線 6676)

今シーズンの野鳥における鳥インフルエンザ検査状況等
(令和2年12月9日16:00現在)

番号	都道府県	市町村	試料	回収日	簡易検査	遺伝子検査	高病原性鳥インフルエンザウイルス確定検査	野鳥監視重点区域指定状況
1	北海道	紋別市	野鳥糞便	10/24	—	—	10/30 (陽性) H5N8 亜型	指定 10/30 解除 11/23 24時
2	鹿児島県	出水市	環境試料 (水)	11/9	—	—	11/13 (陽性) H5N8 亜型	指定 11/13
3	鹿児島県	出水市	野鳥糞便	11/5	—	11/10 (陽性)	11/17 (陽性) H5N8 亜型	指定 11/17
4	鹿児島県	出水市	死亡野鳥 (オナガガモ)	11/15	陰性	11/17 (陽性)	11/21 (陰性) H2N9 亜型 ※高病原性ではない	指定 11/17 解除 11/21
5	鹿児島県	出水市	死亡野鳥 (スズガモ)	11/16	陰性	11/17 (陽性)	11/21 (陰性)	指定 11/17 解除 11/21
6	鹿児島県	出水市 (2と同一地点)	環境試料 (水)	11/16	—	—	11/20 (陽性) H5N8 亜型	指定 11/13
7	新潟県	阿賀野市	環境試料 (水)	11/16	—	—	11/25 (陽性) H5N8 亜型	指定 11/25
8	北海道	倶知安町	死亡野鳥 (マガモ)	11/17	陰性	11/25 (陽性)	12/1 (陰性)	指定 11/25 解除 12/1
9	鹿児島県	出水市 (2と同一地点)	環境試料 (水)	11/23	—	—	11/27 (陽性) H5N8 亜型	指定 11/13
10	新潟県	阿賀野市 (7と同一地点)	野鳥糞便	11/16	—	11/18 (陽性)	11/30 (陽性) H5N8 亜型	指定 11/25
11	和歌山県	和歌山市	死亡野鳥 (オシドリ)	12/3	12/3 (陽性)	—	12/9 (陽性) H5N8 亜型	指定 12/3
12	鹿児島県	出水市 (2と同一地点)	環境試料 (水)	11/30	—	—	12/4 (陽性) H5N8 亜型	指定 11/13
13	岡山県	小田郡 矢掛町	死亡野鳥 (ハヤブサ)	12/4	12/4 (陽性)	—	12/9 (陽性) H5N8 亜型	指定 12/4

※今回の案件は太枠内となります。

(別紙)

※今回更新した箇所は赤字となります。

※高病原性鳥インフルエンザウイルス陰性の案件については、番号の箇所を灰色に色づけしています。

宮崎県の野鳥糞便における高病原性鳥インフルエンザウイルス 検査陽性について（野鳥国内 11、12 例目）

<宮崎県、大分県同時発表>

令和 2 年 12 月 9 日（水）

宮崎県が独自で実施している野鳥糞便調査において、11 月 30 日（月）に宮崎県延岡市及び都農町で採取した野鳥糞便から、それぞれ高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8 亜型）が検出された旨の報告がありました。この報告を受け、採取地点の周辺 10km 圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化します。

1. 経緯

- 11 月 30 日（月） ・ 宮崎県延岡市及び都農町で野鳥の糞便を採取
- 12 月 2 日（水） ・ 宮崎大学が遺伝子検査を実施した結果、A 型鳥インフルエンザウイルス遺伝子の陽性反応
- 12 月 9 日（水） ・ 鳥取大学が確定検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8 亜型）が検出
・ 採取地点の周辺 10km 圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化

2. 今後の対応

- (1) 宮崎県及び大分県と調整の上、野鳥監視重点区域内における野鳥でのウイルスの感染範囲の状況把握、感染源の推定や更なる感染拡大を防止するための基礎情報を得ることを目的とした緊急調査（鳥類調査、死亡野鳥調査等）を実施する予定です。
- (2) 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.htmlに掲載) に準じて、野鳥の監視強化を始めとした対応を行います。
- (3) 野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは、11月 5 日付けで最高レベルとなる「対応レベル 3」に引き上げており、全国での野鳥の監視強化を継続します。

3. 留意事項

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしただけであれば、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。
- (2) 周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、「野鳥との接し方について」に十分留意されるようお願いいたします。
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf

【取材について】

現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。

【添付資料】

(別紙) 今シーズンの野鳥における鳥インフルエンザ検査状況等

【参考情報】

環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)

環境省自然環境局野生生物課	
鳥獣保護管理室	
直通	03-5521-8285
代表	03-3581-3351
室長	川越 久史 (内線 6470)
企画官	立田 理一郎 (内線 6465)
係長	福田 真 (内線 6670)
担当	近藤 千尋 (内線 6676)

今シーズンの野鳥における鳥インフルエンザ検査状況等
(令和2年12月9日19:00現在)

番号	都道府県	市町村	試料	回収日	簡易検査	遺伝子検査	高病原性鳥インフルエンザウイルス確定検査	野鳥監視重点区域指定状況
1	北海道	紋別市	野鳥糞便	10/24	—	—	10/30 (陽性) H5N8 亜型	指定 10/30 解除 11/23 24時
2	鹿児島県	出水市	環境試料 (水)	11/9	—	—	11/13 (陽性) H5N8 亜型	指定 11/13
3	鹿児島県	出水市	野鳥糞便	11/5	—	11/10 (陽性)	11/17 (陽性) H5N8 亜型	指定 11/17
4	鹿児島県	出水市	死亡野鳥 (オナガガモ)	11/15	陰性	11/17 (陽性)	11/21 (陰性) H2N9 亜型 ※高病原性ではない	指定 11/17 解除 11/21
5	鹿児島県	出水市	死亡野鳥 (スズガモ)	11/16	陰性	11/17 (陽性)	11/21 (陰性)	指定 11/17 解除 11/21
6	鹿児島県	出水市 (2と同一地点)	環境試料 (水)	11/16	—	—	11/20 (陽性) H5N8 亜型	指定 11/13
7	新潟県	阿賀野市	環境試料 (水)	11/16	—	—	11/25 (陽性) H5N8 亜型	指定 11/25
8	北海道	倶知安町	死亡野鳥 (マガモ)	11/17	陰性	11/25 (陽性)	12/1 (陰性)	指定 11/25 解除 12/1
9	鹿児島県	出水市 (2と同一地点)	環境試料 (水)	11/23	—	—	11/27 (陽性) H5N8 亜型	指定 11/13
10	新潟県	阿賀野市 (7と同一地点)	野鳥糞便	11/16	—	11/18 (陽性)	11/30 (陽性) H5N8 亜型	指定 11/25
11	和歌山県	和歌山市	死亡野鳥 (オシドリ)	12/3	12/3 (陽性)	—	12/9 (陽性) H5N8 亜型	指定 12/3
12	鹿児島県	出水市 (2と同一地点)	環境試料 (水)	11/30	—	—	12/4 (陽性) H5N8 亜型	指定 11/13
13	岡山県	小田郡 矢掛町	死亡野鳥 (ハヤブサ)	12/4	12/4 (陽性)	—	12/9 (陽性) H5N8 亜型	指定 12/4
14	宮崎県	延岡市	野鳥糞便	11/30	—	12/2 (陽性)	12/9 (陽性) H5N8 亜型	指定 12/9
15	宮崎県	都農町	野鳥糞便	11/30	—	12/2 (陽性)	12/9 (陽性) H5N8 亜型	指定 12/9

(別紙)

※今回の案件は太枠内となります。

※今回更新した箇所は赤字となります。

※高病原性鳥インフルエンザウイルス陰性の案件については、番号の箇所を灰色に色づけしています。